

今月から偶数月に、町の取組について特集のコーナーを設けました。1回
目の今回は、今年度から始まる地籍調査についてです。

地籍調査とは

国土調査法に基づき、市町村が主体となって、土地の所有者・地番・地目
を一筆ごとに調査し、境界の位置と面積を測量するものです。



測量の今と昔

人に戸籍があるように土地にも戸籍があります。
土地の所有者・地番・地目・面積などを一筆ごとに
まとめたものを「地籍」といい、登記所の簿冊（登
記簿）や備え付け地図（公図）に記録されています。

ところが、登記所で利用されている登記簿や公図
のほとんどは、明治20年代、地租（土地にかかる税金）
を把握するために、当時の住民自らが縄を使うなど
して土地を測り作成されたもので、長い年月が経過し、
実際の土地とは形状も面積も異なっている場合があり
ます。いわゆる「土地の縄伸び、縄縮み」という
言葉はここからきています。

そこで、地籍調査により、人工衛星の電波を利用
し位置を割り出すGPSなどの機器を用いた精密な
測量・調査を行い、新しく正確な簿冊と地図を作り
ます。

調査の進め方

○土地の確認

土地の所有者の立会いのもと、境界・所有者・地番・
地目などを確認し、簿冊にまとめます。

○測量

確認した土地の境界を一筆ごとに測量し面積を測り、
新しい地図を作ります。

○成果の閲覧・確認

閲覧期間を役場で設け、できあがった簿冊（地籍簿）
と地図（地籍図）に誤りがないか皆さんに確認して
いただきます。

○登記所へ送付

閲覧後、国・県による認証を受け、「地籍簿」と「地
籍図」を登記所に送付します。これをもとに、登記
所の登記簿が書き改められるとともに、地籍図が備
え付けられます。

地籍調査を実施すると

隣地や道路との
境界に関する
トラブルを未然に
防ぐことができます。

土地の境界・
面積が明確になるの
で、売買・相続・分筆な
どの手続きがこれまでに
比べ容易に行えるようにな
り、その際の費用負担も
軽減されます。

よりよい
まちづくりを
行うための
基礎資料にも
なります。

塀の補修などの際、
隣地との境界が
明確になっているので
容易に施行できます。

境界を正確に
復元することができ、
災害の復旧も
円滑に進めることが
できます。

